

規則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十九号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十三年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第八号中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同項第三十一号中「第三十九条の二十四」を「第三十九条の二十四第一項」に改める。

様式第五号中
栄養士 を 士
管理
養士 に改める。

様式第十九号中
栄養士 を 士
養
・管理
士 に改める。

様式第二十号中
栄養士 を 士
養
・管理
養士 に改める。

様式第二十一号中
栄養士 を 士
養
・管理
士 に改める。

様式第二十六号中

従業者定員	
医師	歯科 医師
薬剤 師	栄養士
診療 放射 線技 師	臨床 衛生 検査 技師
看護 師	看護 師
准 看護 師	准 看護 師
看護 補助 者	看護 補助 者
助産 師	助産 師

その 他	事務 員	計
を		
従業者定員		
医師	歯科 医師	
薬剤 師	栄養士	
診療 放射 線技 師	臨床 衛生 検査 技師	
看護 師	看護 師	
准 看護 師	准 看護 師	
看護 補助 者	看護 補助 者	
助産 師	助産 師	

その 他	事務 員	計

従業者定員	医師	歯科 医師	薬剤 師	養 老 士	診療 放射 線技 師	臨床 衛生 検査 技師	看護 師	准 看護 師	看護 助 手 者	助 手

産 産	その 他	事務 員	計

従業者定員	医師	歯科 医師	薬剤 師	養 老 士 管 理 士	診療 放射 線技 師	臨床 衛生 検査 技師	看護 師	准 看護 師	看護 助 手 者

助産 師	その 他	事務 員	計

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の医療法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。